

2024年3月19日

公認審判員資格登録規程改訂

資格認定申請料、資格登録料の変更について

公益財団法人
日本バドミントン協会

規程改訂の概要

概要:

公認審判員資格登録規程(資格認定申請料、資格登録料)の改訂を行い、公認審判員有資格者の増加を図る。

改訂は、下記日時より執行される。

令和6年4月1日(月) 0:00より

規程改訂の概要

資格認定申請料の変更

⇒ 審判員資格新規申請、再取得申請、準3級特別移行申請時に支払うもの。

1 級	4,000円(税別)	⇒ 変更なし
2 級	3,000円(税別)	⇒ 変更なし
3 級	2,000円(税別)	⇒ 1,000円(税別)に変更 (-1,000円(税別))
準3級	1,000円(税別)	⇒ 変更なし



規程改訂の概要

資格登録料の変更

⇒ 審判員資格登録時、審判更新時に支払うもの。

(改訂前)

(改訂後)

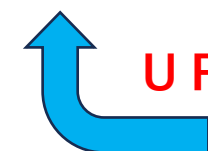
1 級 15,000円(税別) ⇒ 10,000円(税別) 5年間有効
(-5,000円(税別))



2 級 7,500円(税別) ⇒ 6,000円(税別) 3年間有効
(-1,500円(税別))



3 級 5,000円(税別) ⇒ 6,000円(税別) 3年間有効
(+1,000円(税別))



各級共、1年間あたり 2,000円の登録料に統一となります。

規程改訂の概要・目的

1. 上級資格取得機運の向上

・1級、2級の資格登録料を引き下げ、3級の資格登録料を引き上げ、1年間あたりの資格登録料を2,000円(税別)に統一することにより、上級資格取得＝出費増のイメージを払拭し、上級資格を取得する機運を高める。

⇒ 今まででは、上級審判員資格取得で、責任増、出費増となる為、意欲ある者しか上級資格挑戦していただけなかったが、出費増を払拭することにより、上級審判員資格挑戦してみようという者が増えることを期待したい。

規程改訂の概要・目的

2. 3級公認審判員の増加対策

・現在、準3級公認審判員が、満18歳になる年度に3級資格に移行できる制度(特別移行制度)の申請料を引き下げることにより、高校生以降も資格を維持しようとする機運を高める。

⇒ 準3級特別移行申請制度対象者は、例年6,000人程度となるが、この制度を活用する者は、1割程度となっており、制度が浸透していないように見える。この制度を浸透させる為、また多くの方に審判資格を維持してもらうために、申請料を1,000円(税抜)減額とし改訂を行う。

特別移行申請料 2,000円(税抜) ⇒ 1,000円(税抜)

一般の3級審判員資格申請料、登録料(初期費用)は、現行のままとする。合計7,000円(税抜)。



規程改訂後の審判資格取得費用

公認1級審判員新規取得の場合

申請料 4,000円(税抜) + 登録料10,000円(税抜) 5年間有効

⇒ 14,000円(税抜)

5,000円(税抜)の減額



公認2級審判員新規取得の場合

申請料 3,000円(税抜) + 登録料6,000円(税抜) 3年間有効

⇒ 9,000円(税抜)

1,500円(税抜)の減額



公認3級審判員新規取得の場合

申請料 1,000円(税抜) + 登録料6,000円(税抜) 3年間有効

⇒ 7,000円(税抜)

増減なし



公認準3級審判員新規取得の場合

申請料 1,000円(税抜) ⇒ 1,000円(税抜) 増減なし



規程改訂後の審判資格取得費用(再取得)

公認1級審判員更新再取得(1回分)の場合

申請料 4,000円(税抜) + 登録料10,000円(税抜) 5年間有効

⇒ 14,000円(税抜)

5,000円(税抜)の減額



公認2級審判員更新再取得(1回分)の場合

申請料 3,000円(税抜) + 登録料6,000円(税抜) 3年間有効

⇒ 9,000円(税抜)

1,500円(税抜)の減額

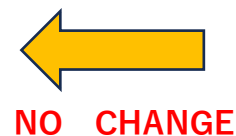


公認3級審判員更新再取得(1回分)の場合

申請料 1,000円(税抜) + 登録料6,000円(税抜) 3年間有効

⇒ 7,000円(税抜)

増減なし



規程改訂の時期

規程改訂は、令和6年4月1日(月)より適用する。

2025年3月31日有効期限の更新者からの適用となる。

令和6年4月1日(月)以降の再取得費用は、改訂された費用となる。
(1級、2級は減額となります。)